

川崎市立田島支援学校（本校）いじめ防止基本方針

1 令和8年度 学校経営計画

・教育関係法令
・特別支援学校学習指導要領
・かわさき教育プラン
・学校評価の方法
・夢教育21推進事業

学校教育目標 『勇氣 調和 躍動』

1. 基本的な生活習慣、安全行動を身につけ、健やかに自立した生活を営む力を育てる
2. 基礎的な知識・技能を身につけ、よく学びよく考えて自己選択・自己決定できる力を育てる
3. 自分のことを一人で行えるようになるとともに、必要な援助を求めることができる力を育てる
4. 自分を知り他者や社会のことも考えて、望ましい人間関係を作ることができる力を育てる
5. 個性や能力を発揮・表現して、心豊かな生活を送ることができる力を育てる
6. 人を信頼し互いに助け合って、集団での約束や社会のルールを守り行動できる力を育てる
7. 仕事の大切さを知り、最後までやり抜くことができる力を育てる
8. 小学部から高等部まで切れ目ない支援を実施するとともに、進路について考える力を育てる

学校経営方針

- 1 教育理念、教育目標の共有化・具体化
- 2 児童生徒及び教職員一人一人を大切にしたい、丁寧な教育活動の推進
- 3 授業を大切にしたい、学び続ける教員集団の形成
- 4 学校全体の業務の在り方を見直し、ゆとりある学校運営を目指す
- 5 地域の特別支援教育の推進に努める

めざす児童生徒像

『自分のことを大切に思う子』

- 自分の力を発揮し、表現できる子（知育）
- 人を愛し、愛される子（徳育）
- 豊かに活動する子（体育）

中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営の4つの評価領域

① 学力の向上	② 社会性の育成	③ 特別活動の活性化	④ 開かれた学校づくり
○児童生徒にとって分かりやすい授業 ○ICT機器を効果的に活用し「わかる・できた・挑戦したい」気持ちを育成する授業	○人権に配慮し、発達年齢と生活年齢を十分に踏まえた授業	○体験的な活動を通して、楽しみながら自ら主体的に取り組む授業 ○余暇活動にいかすことのできる体験的な活動を取り入れた授業実践	○社会生活を見据えた、実践的な授業

短期学校経営目標（今年度の重点目標）

○指導段階表を有効に活用した各教科等の授業実践及び授業研究を行うことで、これまでの研究で積み上げてきた指導段階表の適切な見直しを行う ○タブレット端末の活用による個別最適化された学びと協働的な学びの充実を図るとともに、家庭と連携した有用的な在り方を検討する	○発達段階や障害種別に応じた進路学習会の実施と進路選択に必要な進路情報の提供を行う	○児童生徒の実態を把握した上で、社会的自立に向けた意思決定支援を教育活動全般において実践する	○保護者、地域に対して必要な情報を発信し、特別支援教育のセンター的機能の役割を果たすべく専門性の向上に努めるとともに組織的な対応を目指す ○スクールバス運行時における発災時の対応について、近隣の小学校との協力体制に係る適切な連携のあり方を検討する ○医療的ケアの実施において、対象の児童生徒・保護者、学校、医師等すべての関係者にとって安心で安全な実施のあり方を市教委と再検討する
---	---	--	---

重点に係る具体的な取組

・多面的な生徒理解の充実とより有効的な支援の実施	・地域と協働した職業教育の展開	・重度の障害生徒への支援の充実 ・外部機関連携の強化と家庭支援及び不登校支援の実施	(支援部) ・地域支援部センター的機能担当による地域の小中学校等への支援の充実 ・支援教育 Co 及び自立活動専任、医療専門職等による校内支援の充実 ・教職員のニーズに即した職員研修の実施 ・進路指導専任を中心とした進路指導の充実
--	---	--	--

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人一人の児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人一人を大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性を育みます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さない仕組みづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人一人の児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人一人が生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけられるよう支援

します。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身に付けられるよう支援することは、未然防止の中でもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りがもてるよう「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外の様々な場面での言葉遣いや行動、表情、視線、声を掛けたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくれます。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。本校では、アンケート・チェックシートに替えて個人面談時に教育相談を実施します。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことであると伝えた上で、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由、どこがいけなかったのかを教師とともに考える時間を設け、いじめ解決に向けた指導を行います。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを伝えます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめ直し、再発を防ぐための具体的な手立てを教師とともに考えます。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、教務主任、部長

総括教諭

学年主任、生徒指導担当

支援教育コーディネーター（Co）・教育相談担当

養護教諭、部活動顧問責任者

スクールカウンセラー

スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画、運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（校長）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・（Co.）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・（Co.）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・（Co.）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・（部長）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・（全構成員）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい、年間計画の作成・・・・・・・・・・・・（Co.）
1年・・・・・・・・（学年主任） 2年・・・・・・・・（学年主任）
3年・・・・・・・・（学年主任） A課程・・・・・・・・（主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・（Co.）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・（Co.）

【生徒、保護者、地域との連携】

- ・生徒会本部、委員会との連携・・・・・・・・・・・・（生徒会担当）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・（校長）（教頭）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・（校長）（教頭）

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童・生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・学年集会、生徒集会などでの呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・自主的なあいさつ運動（生徒会活動として）

[交流活動の活性化]

- ・縦割り活動（委員会活動、田島タイム（余暇活動）、部活動）
- ・委員会活動（赤い羽根共同募金活動、緑の募金活動、あいさつ運動）
- ・小中高連携活動（買い物学習、作業体験学習、校舎訪問）
- ・近隣小学校への出張清掃（作業学習として）

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの掲示
- ・電話相談窓口・巡回カウンセラーの案内

保護者の取組

- ・懇談会等での意見交換
- ・個人面談において教育相談

地域住民の取組

- ・コミュニティスクール（学校運営協議会）、地域教育会議での情報交換